

物価高騰対応重点支援給付金 (こども加算分:児童1人あたり5万円)

のご案内

物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)は、令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯を支援する給付金です。

◆給付金の支給額：対象児童1人あたり5万円

◆基準日：令和5年12月1日

◆対象世帯：令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯

◆対象児童：基準日時点で対象世帯と同一世帯となっている18歳以下
(平成17年4月2日生まれ以降)の児童

※基準日以降に出生した新生児や別世帯で扶養している児童も対象となる場合があります。(要申請)

※施設入所児童は原則として対象外となります。

支給手続き等

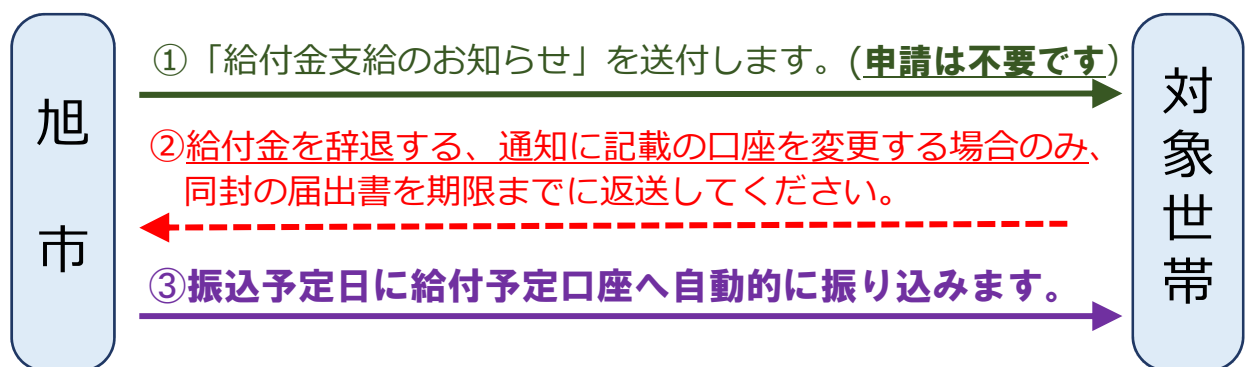
1.に該当する世帯には、旭市から「給付金支給のお知らせ」を送付します。

1.次の①②の給付金を受給している世帯……申請は不要です。

①旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(追加給付分：7万円)

※家計急変世帯及び住民税課税者からの扶養親族のみからなる世帯を除く

②旭市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金(10万円)



2. 次の(1)(2)のいずれかに該当する世帯……申請が必要です。

(1)基準日以降(令和5年12月2日以降)に出生した新生児のいる世帯

(2)基準日時点で対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童がいる世帯

申請方法は裏面をご覧ください

申請方法 ※申請が必要な世帯のみ

●申請が必要な世帯

- (1) 基準日以降（令和5年12月2日以降）に出生した新生児のいる世帯
- (2) 基準日時点で対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童がいる世帯

●申請方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に給付金担当窓口へ、郵送または直接ご提出ください。

※混雑緩和のため、郵送での申請にご協力ください

- ◆申請期限：令和6年4月30日（火） ※消印有効
- ◆受付時間：平日 9：00～16：00（12:00～13:00を除く）
- ◆受付会場：市役所本庁舎1階「歴史を学ぶ場」

【申請書のある場所】

- ・市役所本庁舎及び各出張所
- ・旭市社会福祉協議会



《注意》

本給付金は「児童扶養手当」や「子育て世帯生活支援特別給付金」とは給付対象の要件が異なります。また、以下に該当する場合は給付金の対象外となります。

- ・世帯全員が、住民税課税者から扶養されている世帯（別居の親や子から扶養されている等）
- ・旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金（7万円）を家計急変世帯として受給している世帯
- ・世帯の中に、租税条約に基づく住民税の免除を受けている方がいる世帯
- ・世帯主が18歳以下の児童本人となる世帯

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

物価高騰対応重点支援給付金担当窓口（旭市役所社会福祉課）

●手続きや支給時期に関するお問い合わせ

☎ 0479-62-5376

受付時間 平日9：00～16：00（12:00～13:00を除く）